

神 経 西 第 98 号
令 和 7 年 5 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛谷地区 (松本集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業全般の収益性に課題を感じており、将来の営農継続への不安が生じている。
- ・ 労力と対価が見合わないうえ、農業機械や資材が高価などの理由で、子供は居ても今後の後継は望めない。また、同様の理由で新規就農も望めないと考える農家も多い。
- ・ 上記のように農業の担い手が減少していく中、農地を手放したいと考えていても、買い手がないと考える者も多い。
- ・ 不整形かつ小面積で畦の法面が高く、耕作や管理面において効率の悪い農地が多い。また、農道と田の高低差も大きく、機械の出し入れが困難となっている。
- ・ 全般に農道が狭く、営農での車両侵入に支障がある。一方で、広い道路に面する農地では不法投棄などの課題も生じている。
- ・ イノシシ、アライグマ、モグラ、カラスなどの有害鳥獣の被害に加え、バッタによる虫害が増えている。
- ・ 気候変動の影響や農薬の耐性菌・抵抗性害虫増加により、作況が低下している。
- ・ パイプラインが老朽化し、修理が必要な箇所も生じている。
- ・ 周辺の市街化が進み、田畠で刈草を焼却しづらいという課題も生じている。
- ・ 一部で貸し農園を営業する農地もあるが、利用者は年々少なくなっている。
- ・ 経費を抑えるため、緑肥に切り替え、れんげ種の購入補助を受けている農地もある。
- ・ 外部からの耕作者を向かい入れるため、農地と機械置き場をセットで貸出しているものもいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 現在、松本地区では、主食用水稻(コシヒカリ、ヒノヒカリ、きぬむすめ)や加工品用水稻水稻(もち米・うるち米)、飼料用穀物(米・とうもろこし)を中心に、野菜、果物等を生産している。それらを継続的に生産しつつ、作物のブランド化等の高収益化に向けた取り組みについても検討する。
- ・ 作物ブランド化のため、必要に応じて土作りから見直すことも考える。
- ・ ドローン投薬やGPS自動機械による田植え・収穫などのスマート農業の活用など、より高効率な方法についても検討する。その場合は必要な経費補助などの情報も収集する。
- ・ 草刈りの負担については、神戸農政公社のリモコン草刈機も活用しながら、傾斜面での草刈りなど現場のニーズもフィードバックする。
- ・ 現在一部で行われている緑肥による施肥について、補助金も活用しながら経費削減化を図る。
- ・ 使わなくなった農地については、専業で営農している者や農業法人等、有力な担い手へ集約化し、効率的な農地保全を図る。
- ・ 外部の耕作者や新規就農者へ農地を引き継いで貰う場合は、農機具小屋やハウス、農業機械もセットで売る・貸すなどして、営農しやすい環境を整える。
- ・ 農業機械の共同購入、あるいは使いたいときだけ使える農機具シェアサービスをJAなどに事業化してもらうなどして、機械購入費や維持費などの負担を抑える。
- ・ パイプラインや水路の点検を定期におこない、必要に応じて再整備の検討を行う。
- ・ 集落内の農道拡幅などを検討し、営農環境を改善していく。
- ・ 集落として、電柵や捕獲などの有害鳥獣対策に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- 一つの経営体(担い手)がなるべく隣接した農地を効率的に耕作できるよう団地面積の拡大を図る。そのための農地交換や貸し借りが円滑に進められるよう、行政やJA、中間管理機構などと情報共有できる体制をとっておく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- 農地交換や貸し借りが円滑に進められるよう、農地バンクなども活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- 水利インフラの耐用年数も踏まえた再整備などについて、必要性も含め地域で検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- 機械・施設等の導入支援や地場産農産物のPR等の販促活動を行うことで、「農業を担う者」の事業の持続拡大を促進する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- 必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- 多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。